

第4編 後援団体等の文書図画の掲示・頒布等について

第1 後援団体等が掲示することができる文書図画

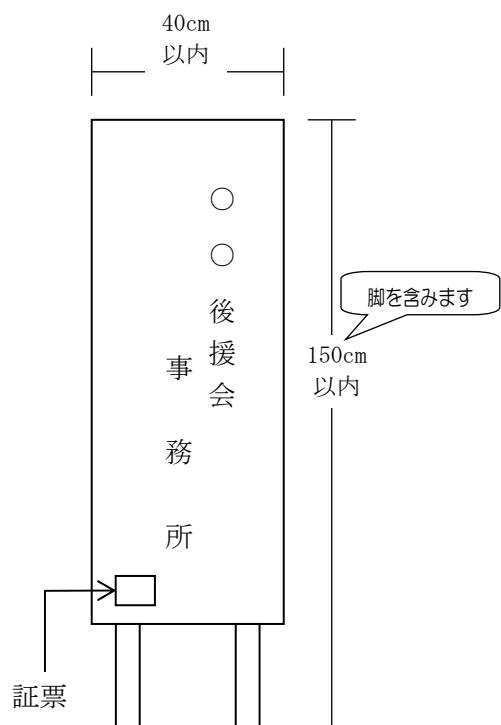
公職の候補者等の氏名や氏名を類推させるようなことを記載した文書図画及び特定の候補者等を支持、推薦することを主な政治活動の目的としている団体（以下、「後援団体」という。）の名称を記載した文書図画で、それぞれの政治活動のために使用するものについては、次に掲げるもの以外は一切掲示することができません。（公職選挙法第143条第16項）

（1）後援団体等の政治活動用事務所に掲示する立札・看板の類

ア 枚数： 1事務所当たり2枚以内、かつ、下表に掲げる制限枚数の範囲内

（候補者等個人の事務所に掲示する立札・看板の類についても、下表のとおり、制限があります。）

公職の種類	同一の候補者等にかかる全ての後援団体を通じた制限枚数	候補者等個人事務所用の制限枚数
衆議院議員 (小選挙区)	15	10
参議院議員 (選挙区)	24	16
県知事	24	16
県議会議員	6	6
政令市の市長 (広島市長)	10	10
市長 (市議会議員)	6	6
町長 (町議会議員)	4	4



イ 規格： 150cm×40cm以内（右上図のとおり）

ウ 表示： 上記の立札・看板の類には、証票を貼らなければなりません。

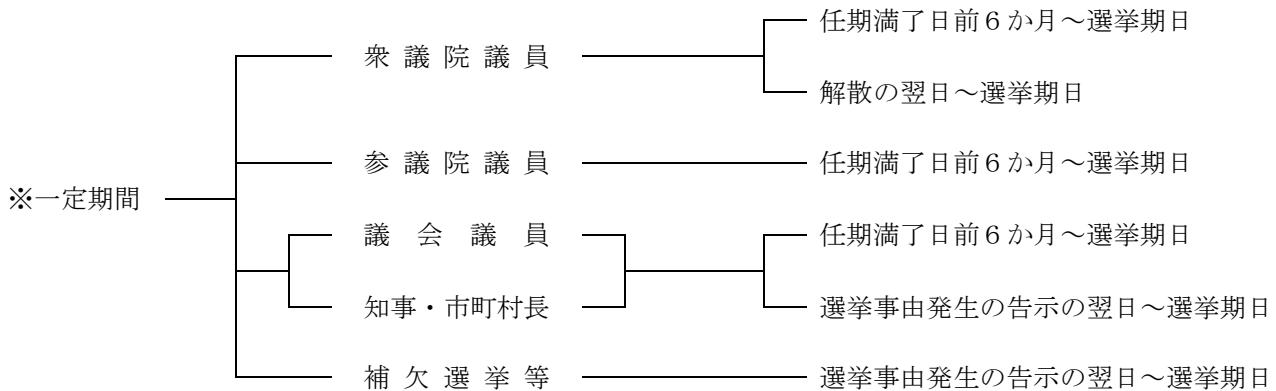
この証票は当該選挙を管理する選挙管理委員会が、申請に基づき交付します。

【証票交付申請先】

公職の種類	交付申請先
衆議院小選挙区選出議員	
参議院選挙区選出議員	広島県選挙管理委員会
広島県知事	
広島県議会議員	
市町長	当該市町選挙管理委員会
市町議会議員	

※ 看板の掲示場所に異動があった場合は異動届を、証票を紛失した場合は紛失届を、看板を廃止したときは廃止届を提出していただく必要がありますので、御留意ください。

- (2) ポスターで、ベニヤ板やプラスチックの板などで「裏打ち」したものでないもの。
 ただし、以下に掲げるものは掲示を禁止されます。
- ア 裏打ちされていなくても、事務所や連絡所を表示し、または後援会の構成員であることを表示するためのもの。
 例) 「○○後援会」、「○○後援会連絡所」、「○○後援会会員の証」などと記載したポスター、ステッカーなど。
- イ 選挙の一定期間（※）に当該選挙区内に掲示するもの。



なお、このポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあってはその名称）及び住所を記載しなければなりません。

- (3) 政治活動のための演説会や講演会などの開催中、その会場において掲示されるもの。
 (4) 選挙時に一定の政治活動が許される確認団体が、許された範囲内で行う立札・看板の類やポスターの掲示

第2 後援団体等が頒布する文書図画

後援会の加入依頼文書に投票依頼の文言があったり、あるいは直接に投票依頼の文言がなくても全体として選挙運動のための文書図画と認められるものを頒布したりすることは、事前運動となります。（公職選挙法第129条）

証 票 文 付 申 請 書

令和〇〇 年 6 月 3 日

広島県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 甲田太郎後援会
 代表者の氏名 甲田 太郎 

主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号
 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票
の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 公職の種類 広島県議会議員2 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業
氏名 甲田 太郎 (電話 〇〇〇-〇〇〇-△△△△)住所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号 職業 会社役員3 政治団体としての届出先 広島県選挙管理委員会4 証票交付申請枚数 6 枚

5 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数
<u>〇〇市□□町〇-〇</u>	<u>2</u>
<u>〇〇市▲▲町□-□</u>	<u>2</u>
<u>〇〇市●●町×-×</u>	<u>2</u>

上記の後援団体の本件証票交付申請について、公職選挙法施行令第10条の5第5項の同意をします。
 なお、私にかかる後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 0 枚です。

令和〇〇 年 6 月 3 日

候補者等の氏名 甲田 太郎 

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、後援団体の代表者の署名その他の指置がある場合はこの限りではない。

(運賃用欄)	交付限度枚数	交付総枚数	交付した証票
	<u>枚</u>	<u>枚</u>	<u>No ~</u>

異動届

旧所在地 ○○市○○町二丁目○番○号

新所在地 ○○市○○町三丁目○番○号

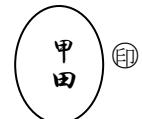
証票番号 No. ○○○

令和○○年 ○月 ○日

広島県選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名

甲田 太郎



住 所 ○○市○○町一丁目○番○号

電話番号 ○○○-○○○-△△△△△

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

異動届

旧所在地 ○○市○○町三丁目○番○号

新所在地 ○○市○○町二丁目○番○号

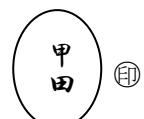
証票番号 No. ○○○

令和〇〇年 ○月 ○日

広島県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 **甲田太郎後援会**

代表者の氏名 **甲田 太郎**



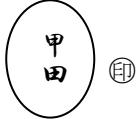
主たる事務所の所在地 ○○市○○町三丁目○番○号

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、
その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確
認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措
置がある場合はこの限りではない。

証票紛失等届出

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名 甲田 太郎 

住所 ○○市○○町一丁目○番○号

電話番号 ○○○-○○○-△△△△

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の下記の証票を
 紛失 破損・その他 () 致しました。
 つきましては、別紙のとおり再交付を申請致します。

< 記 >

紛失した事務所の所在地	紛失した証票の番号
○○市○○町四丁目○番○号	No. ○○○

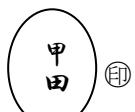
備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

※ 後援団体

証票紛失等届出

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 甲田太郎後援会
代表者の氏名 甲田 太郎 
主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票を
紛失 破損・その他（ ）致しました。
つきましては、別紙のとおり再交付を申請致します。

< 記 >

紛失した事務所の所在地	紛失した証票の番号
〇〇市〇〇町四丁目〇番〇号	No. 〇〇〇

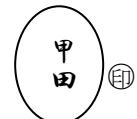
備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、
その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確
認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措
置がある場合はこの限りではない。

看板の廃止届

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名 甲田 太郎



印

住所 ○○市○○町一丁目○番○号

電話番号 ○○○-○○○-△△△△

下記の看板を廃止しましたので、届出ます。

< 記 >

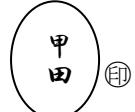
看板の設置場所	証票の番号
○○市○○町四丁目○番○号	No. ○○○

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

看板の廃止届

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 甲田太郎後援会
代表者の氏名 甲田 太郎 
主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

下記の看板を廃止しましたので、届出ます。

< 記 >

看板の設置場所	証票番号
〇〇市〇〇町四丁目〇番〇号	No. 〇〇〇

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、
その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確
認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措
置がある場合はこの限りではない。